

南三陸町道の駅基本構想

～素案～

《 目 次 》

- 1 「道の駅」の整備目的
- 2 「道の駅」の制度概要
- 3 「道の駅」の基本コンセプト
- 4 「道の駅」に求められる機能と施設の概要
- 5 「道の駅」の管理運営

1 「道の駅」の整備目的

南三陸町は、宮城県の北東部に位置し、リアス式海岸の豊かな景観を有する三陸復興国立公園の一部となっています。

東日本大震災（以下「震災」という。）により市街地の大部分が被災した当町においては、震災からの教訓を生かし、まちの将来像を見据え、震災による被害からの単なる復旧にとどまらず、まちの賑わいが戻り、町民誰もが安心・安全で豊かさを実感できる「創造的復興」を遂げることを目指しています。

この創造的復興を遂げるためには、南三陸町第2次総合計画（以下「総合計画」という。）に掲げる「地域文化の学習（伝承・防災・循環）」、「多様なコミュニティの再構築（つながり・人づくり）」、「交流・定住人口の増加（感謝・おもてなし・ふるさと意識）」、「産業のブランド化（仕事・雇用・連携）」の4つの視点からまちづくりに取り組むことが重要です。

道の駅については、南三陸町まちなか再生計画（以下「まちなか再生計画」という。）において、志津川市街地の観光・交流拠点に整備する予定としており、区画整理事業において町有地化した土地を活用し、自家用自動車で当町を訪れるドライバーの休憩機能をはじめ、地域の魅力・資源をアピールする観光・交流拠点や地域住民等の利便性の向上に資する地域交流拠点と位置付け、道の駅に求められる機能に加え、元気と交流を創造する賑わいの場として、一体的かつコンパクトに整備するものです。

（1）他の計画における位置づけ

① 南三陸町総合計画における位置づけ

震災復興計画の役割を発展的に継承・包含し、復興を遂げることを最優先としつつ、当町を取り巻く様々な課題を政策に反映し、復興後を見据えた新たなまちづくりの指針として策定された総合計画においては、「産業振興・自然環境～なりわいと賑わいのあるまちづくり」の一つとして「中心市街地の形成」に取り組むとしており、具体的な事業として地域交流拠点整備事業が位置付けられています。

《南三陸町第2次総合計画》（計画期間：平成28年度～平成37年度）

まちの将来像

「森里海ひといのちめぐるまち 南三陸」

政策2 産業振興・自然環境～なりわいと賑わいのあるまちづくり（抜粋）

2 基本事業

① 中心市街地の整備促進

町内外の人々が集い、コミュニケーションが生まれる場として魅力ある交流拠点の形成を進めていきます。

3 主要事務事業

- ・ 地域交流拠点形成推進事業

② まちなか再生計画における位置づけ

平成27年10月に内閣総理大臣から認定を受けたまちなか再生計画は、震災により甚大な被害を受けた当町の住民生活を支える商業機能の回復や産業立地の促進等を計画的かつ迅速に実行することを目的に策定されました。

この計画の「4 施設等整備計画」において、志津川中心市街地の観光・交流拠点に道の駅の整備を予定しています。

③ 南三陸町総合戦略における位置づけ

人口減少に対応するために策定した南三陸町総合戦略(以下「総合戦略」という。)において、観光・交流を促進する施策「地域交流拠点形成の推進」の具体的な取り組みとして、道の駅を整備するとしています。

また、総合戦略に掲げる移住・定住を促進する施策として、移住総合窓口を設置するとしており、この具現化に際し、道の駅を活用することも視野に入れていきます。

(2) 三陸沿岸道路の整備における必要性

三陸沿岸道路の志津川ICと南三陸海岸IC(仮称)が開通し、まちなか再生計画において接続する国道398号、国道45号と併せて、広域からの来町者の誘導を図ることとしています。

また、現在整備されている国道45号は、「道の駅『津山』(登米市)」から「道の駅『大谷海岸』(気仙沼市)」までの距離が約40kmあり、登米市と気仙沼市の間に位置する当町に道の駅が整備されていないため、この間の24時間利用できる駐車場やトイレといった公設の休憩機能が存在しません。

安心・安全な道路利用を促す観点からも、多くのドライバーが来町及び通過される際に、いつでも利用できる休憩機能を整備する必要があります。

(3) 地域公共交通拠点形成の必要性

東日本大震災により被災したJR気仙沼線について、当町では、JR東日本からのBRT¹による本格復旧の提案に対し、これを受け入れることとしました。

このことから、これまで地域公共交通の拠点として機能していた旧JR気仙沼線志津川駅(以下「旧志津川駅」という。)に代わる拠点を整備し、町内における公共交通利用者の利便性の向上や交通の円滑化を実現することが必要であり、まちなか再生計画においても地域公共交通拠点形成が予定されています。

¹ BRT…バス・ラピッド・トランジット (Bus Rapid Transit) の略で、連節バス、PTPS (公共車両優先システム)、バス専用道、バスレーン等を組み合わせることで、速達性・定時制の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステムのこと。(国土交通省ホームページより引用)

(4) 地域振興・観光振興における必要性

まちなか再生計画により、共同店舗として再建する商店街は、地場製品の購買機能だけでなく、観光・交流の中心的な区域として地域交流の中核機能も担うとされています。

このことから、単に商店街として整備するだけではなく、休憩機能としての駐車場や公共交通拠点、観光情報発信機能等と連携し、地域振興に寄与する取り組みが必要です。

また、中心市街地に道の駅を整備する際には、周辺の民間事業者の取り組みを阻害しないよう十分配慮した上で、新たな町の取り組み等を町内外へ発信する拠点も必要になってきます。

以上のような視点に立ち、これらを補う機能を有する「道の駅」を整備し、地域活性化の中心的拠点として活用することを目的とします。

2 「道の駅」の制度概要

本構想の前提条件となる国土交通省道の駅制度の概要を以下のとおり整理します。

(1) 「道の駅」制度の目的 ～国土交通省道路局ホームページより引用～

長距離ドライブが増え、女性や高齢者のドライバーが増加するなかで、道路交通の円滑な「ながれ」を支えるため、一般道路にも安心して自由に立ち寄り、利用できる快適な休憩のための「たまり」空間が求められています。

また、人々の価値観の多様化により、個性的でおもしろい空間が望まれており、これら休憩施設では、沿道地域の文化、歴史、名所、特産物等の情報を活用し多様で個性豊かなサービスを提供することができます。

さらに、これらの休憩施設が個性豊かな賑わいのある空間となることにより、地域の核が形成され、活力ある地域づくりや道を介した地域連携が促進される等の効果も期待されます。

こうしたことを背景として、道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者や地域の方々のための「情報発信機能」、そして「道の駅」をきっかけに町と町とが手を結び活力ある地域づくりを共に行うための「地域の連携機能」、の3つの機能を併せ持つ休憩施設「道の駅」が誕生しました（図1）。

(基本コンセプトとイメージ)

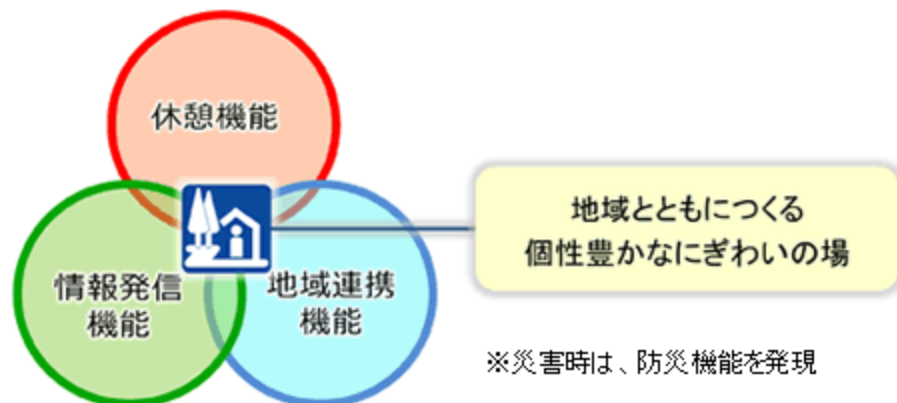
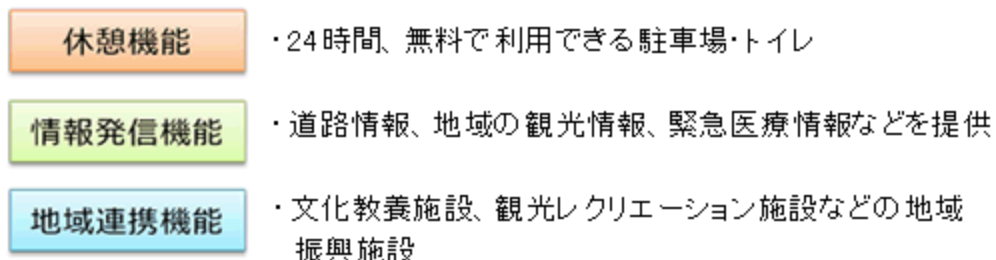


図1

(2) 地方創生の核としての「道の駅」

国土交通省では、平成26年度より「道の駅」を経済の好循環を地方に行き渡らせる成長戦略の強力なツール、地方創生を進めるための「小さな拠点」と位置づけ、観光、産業、福祉、防災等、地域資源の活用や地域の課題解決を図るための地域のゲートウェイや地域センターとしての機能をもつ道の駅を重点的に支援することとしています（図2）。



(3) 「道の駅」登録要件等 ～「道の駅」登録・案内要綱より抜粋～

道の駅として国土交通省に申請する場合の、登録要件等については次のとおりです。

<施設構成>

- 休憩目的の利用者が無料で利用できる十分な容量の駐車場と清潔な便所を備えるとともに、それらの施設及び施設間を結ぶ主要な歩行経路のバリアフリー化が図られていること。
- 利用者に多様なサービスを提供する施設であって、道路及び地域に関する情報を提供する案内所又は案内コーナーがあるものが備わっていること。

<提供サービス>

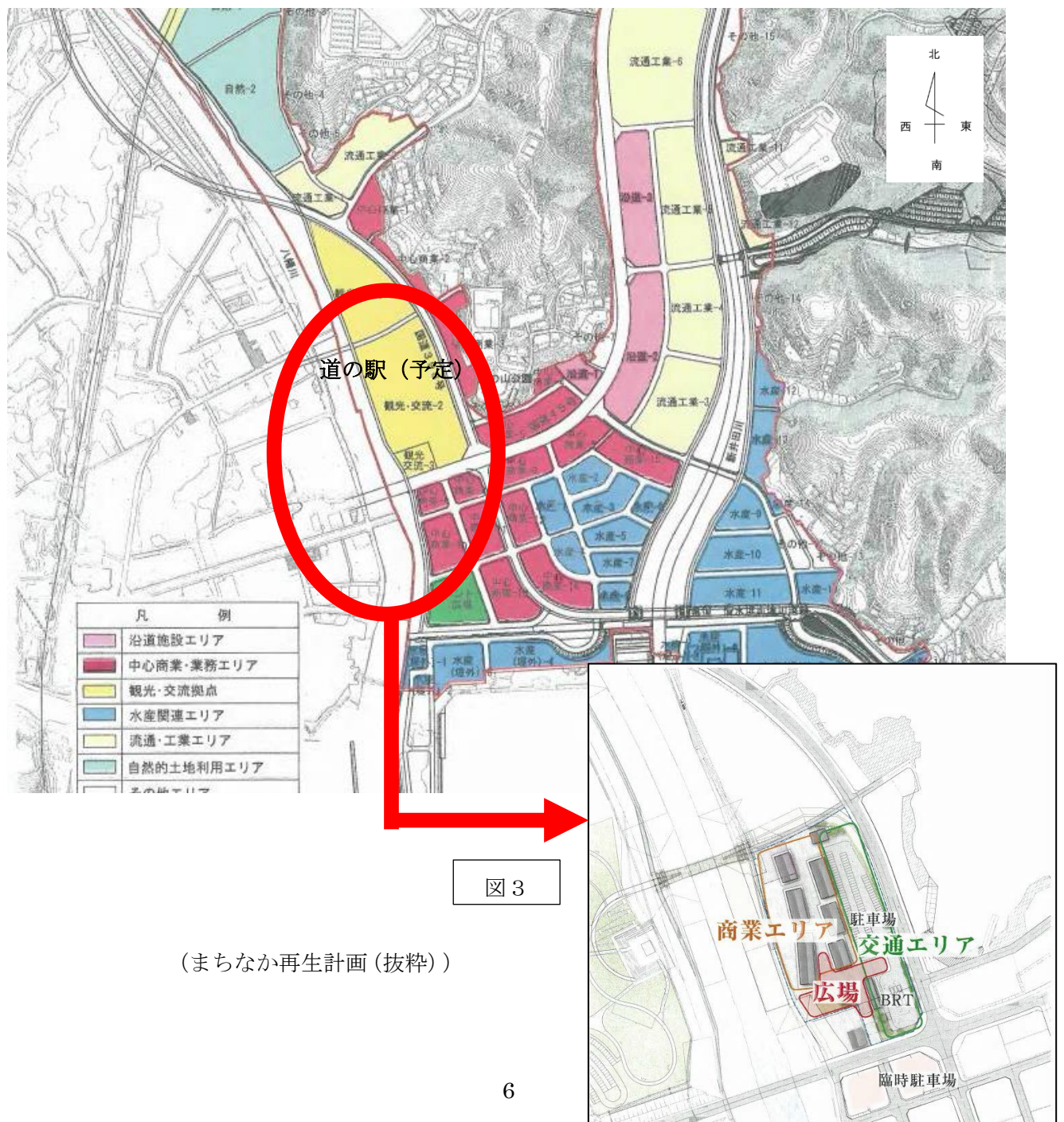
- 駐車場・便所・電話は24時間利用可能であること。
- 案内・サービス施設には、原則として案内員を配置し、親切な情報提供がなされること。

3 「道の駅」の基本コンセプト

(1) 位置・規模等

道の駅を整備する位置は、まちなか再生計画において示されている『観光・交流拠点－1、2』とします（図3）。

まちなか再生計画の土地利用計画では、『観光・交流拠点－1』（北側）を「道の駅」としていますが、先行して整備される「南三陸さんさん商店街」を「道の駅の地域連携機能」と位置づけ、公共交通拠点を含めて一体的に整備することとします。これにより、それぞれの機能の相互連携と、効果の向上を図ります。（面積：約3.2ヘクタール）



(2) 基本コンセプト

道の駅の整備目的を達成するため、基本コンセプトを次のとおり設定します。

**南三陸町の元気と交流を創造する道の駅
～想いが交わる心の駅～**

- 「森里海ひといのちめぐるまち」を発信する拠点
- ポータルセンター機能(町外者への情報発信、町民の交流の場)を拡充しながら継承する拠点
- 震災と創造の架け橋となる拠点

このような機能を有する道の駅を整備し、来町者を中心市街地へ誘致し、また、道の駅を結節点として町内各所への回遊を促すことにより、地域振興・地域活性化につながる活動拠点が整備されるとともに、元気と交流を創造する賑わいやなりわいの場が形成され、官民が連携した管理体制を構築することで、持続可能な地域の実現を目指します。

【「森里海ひといのちめぐるまち」を発信する拠点】

地場産品の活用や地域資源、町の産業(なりわい)の情報発信を行い、総合計画において町の将来像として定める「森里海ひといのちめぐるまち 南三陸」を実現する拠点の1つとなる道の駅を目指します。

【ポータルセンター機能(町外者への情報発信、町民の交流の場)を拡充しながら継承する拠点】

町の玄関口であるポータルセンターを道の駅に移設し、観光交流・地域連携機能の核となるよう検討します。

【震災と創造の架け橋となる拠点】

商店街の復興の物語を含めた震災伝承機能を整備することにより、東日本大震災による被害状況や、復興のプロセスを学ぶことができる道の駅を目指します。

4 「道の駅」に求められる機能と施設の概要

道の駅の施設・機能については、次の点を柱として、今後の計画や設計を行う際に、さらに検討を行います。

(1) 「森里海ひといのちめぐるまち」を発信する機能

① 商店街整備

震災後、仮設店舗にてオープンした南三陸志津川福興名店街（南三陸さんさん商店街）は、当町における中心的な観光・商業資源となっています。まちなか再生計画に基づき、商店街を本設整備することから、この商店街を「道の駅」における観光・商業拠点の一つと考えることが必要であり、他の施設を整備する上で、商店街と連携できるよう検討していきます。

※ 商店街については、株式会社南三陸まちづくり未来（以下「まちづくり会社」という。）が整備主体（合築方式）

② 「エコタウンへの挑戦」発信機能

当町では、震災による被災を機に、南三陸町バイオマス産業都市構想（平成26年4月関係府省認定）の策定や、ASC認証²・FSC認証³の取得等、エコタウンへの挑戦に取り組んでいます。

これらの施策を目で見て肌で感じる展示スペースを設ける等、効果的に町内外へ発信するとともに、新たな取り組みを実現できる機能について検討します。

(2) ポータルセンター機能（町外者への情報発信、町民の交流の場）を拡充しながら継承する機能

① 観光情報発信・地域交流拠点機能

震災後、新しい交流の拠点として南三陸志津川福興名店街やJR志津川駅付近に整備された南三陸ポータルセンターは、当町の玄関口として、また、町民の交流の場として重要な拠点となっています。道の駅においても、観光情報発信機能や、町民が集える場等の整備が求められていることから、現在南三陸ポータルセンターが担っている、これらの機能をさらに利便性を向上させて継承できるよう検討していきます。

※ 南三陸ポータルセンターの管理・運営主体は南三陸町観光協会

² ASC認証…ASC（水産養殖管理協議会）が認証する養殖版海のエコラベル。環境に大きな負担をかけず、地域社会や人権にも配慮して操業している養殖場を認証し、その養殖場で育てられた水産物であることが一目でわかるよう、エコラベルを貼付して消費者に届ける制度。

³ FSC認証…「FSC（R）（森林管理協議会）」が認証する森林のエコラベル。持続的な資源活用を目的に、責任ある森林管理を認証する国際的な環境認証制度。

② 移住総合窓口機能

人口減少に対応する方策として、U I ターン希望者がワンストップで住まいや仕事等に関する相談ができる総合窓口を道の駅に設けることで、効果的な取り組みが行えるよう検討します。

(3) 震災と創造の架け橋となる機能

① 震災伝承機能

震災により得た教訓を次世代に着実に伝承し、将来の災害に十分な備えをすることが重要であることから、震災による被害や、震災から復興へ歩む町のストーリーを後世に伝え、防災教育にも資する機能となるような施設の整備について検討します。

(4) 道路利用者の利便性を向上させるための機能

① 休憩機能【道の駅登録要件】

道の駅登録要件である24時間利用可能な駐車場、トイレ、公衆電話について、道路利用者が快適に利用できるよう検討し、整備します。

駐車場の整備は、休憩目的で訪れる道路利用者の利用や、道の駅を訪れる多くの方が安心して利用できるよう適正な規模で検討します。加えて、利用者の利便性を考慮し、道の駅敷地内で一体的な駐車場利用ができるよう検討します。また、公共交通拠点も設置することから、安全な利用を確保するため、一般車、大型車（観光バス含む）及び公共交通機関（BRT、町民バス）の動線を調整していきます。

また、トイレは、身体障害者や高齢者、子育て世代等すべての利用者が安心して利用できるよう検討します。

② 交通情報発信機能【道の駅登録要件】

道路利用者が安全に道路を利用するために必要な情報として、事故や災害時等における国道の通行規制情報や、三陸沿岸道路等の交通情報等を効果的に提供できるよう検討し、整備します。

③ 公共交通拠点機能

JR気仙沼線のBRTによる復旧に伴い、旧志津川駅の機能復旧の際は、BRTを利用して来町する観光客や町民の利便性を向上する機能について検討します。

具体的には、町内に乗り入れている高速バスや、町民バスとの接続を考慮し、BRT・高速バス・町民バスのいずれも乗り入れるハブ駅として整備することで、観光客誘致の拠点となるよう検討していきます。

また、タクシープールの整備や、パークアンドライド⁴のような利用も考慮しつつ、休憩機能や他の機能との調整を行います。

(5) 周辺市町村における道の駅との共存

前述のとおり、国道45号には、登米市に「道の駅 津山」、気仙沼市に「道の駅 大谷海岸」が設置されています。また、登米市の国道45号三陸沿岸道路に「道の駅 三滝堂」が設置されることとなっています(図4)。

このため、周辺の類似施設と共存するため、道の駅として必要最低限の機能は有しつつ、周辺の道の駅が備える機能・施設の現状を十分に把握し、機能が重複しないよう、十分に配慮した上で検討する必要があります。



図4

4 パークアンドライド…出発地から自家用自動車を運転して最寄りの駅等に駐車し、そこから目的地まではバス等の公共交通機関を利用する交通手段。特に長距離運転が難しい高齢者等の利用が考えられる。

5 「道の駅」のゾーニング

前述の機能・施設について、求められる効果を最大限発揮できるような配置計画を策定するとともに、整備が進む国道45号及び国道398号との調整を行う必要があります。

ゾーニング案は、図5のような機能の配置を検討しております。なお、図5については、今後基本計画を検討する上で、関係機関との調整等により各機能の配置等を変更する場合があります。



図5

また、配置計画を策定する際は以下の課題を解決できるよう更に検討します。

- 観光・交流拠点-1（北側）と観光・交流拠点-2（南側）の一体的な駐車場利用
- 復興祈念公園等周辺施設を含めた安全かつ賑わいを生み出す利用者導線の確保
- 発災時における避難誘導サインなど、来場者等の安全の確保
- 利用者の利便性及び安全性に配慮した出入口の設置

6 「道の駅」の管理運営、整備推進方法

(1) 管理運営体制

道の駅の運営主体は、より効率的で弾力的な運営と、安定した運営の両立を図る必要があります。

- 地域振興・観光振興を担う商店街については、まちなか再生計画に基づき、まちづくり会社が整備・運営を行います。
- その他の道の駅機能については、まちなか再生計画に基づき、国道398号の管理者である宮城県と調整し、町が整備することとしています。

上記のとおり、道の駅の整備については、公設と民設の合築となりますが、運営については、常に変化する利用者ニーズに柔軟に対応し、また、交流の拠点としての機能をより発揮するために、それぞれの主体との連携を十分に図り、地域が一体となった管理運営方法が必要となります。

(2) 整備推進方法

道の駅については、まちなか再生計画において、志津川中心市街地の観光・交流拠点に整備を予定し、総合計画にも地域交流拠点形成推進事業として位置づけられており、また、道の駅の成功には、行政における取り組みはもとより、地域の方々の協力が不可欠であるため、広く関係機関等の意見を取り入れながら検討する必要がありますことから、「南三陸町道の駅整備推進協議会」にて検討を進めます。

庁内の推進体制としては、関係課等による「道の駅整備調整会議」により、効率的な整備へ向けた合意形成を図ります。